

中小企業政策審議会第7回金融ワーキンググループ議事概要

日 時：平成28年5月31日（火）13:00～14:40

場 所：経済産業省別館1階104会議室

出席委員：村本委員（座長）、河原委員、小林委員、三神委員、家森委員

オブザーバー：

日本政策金融公庫 橋本 保険部門長

全国信用保証協会連合会 村山 会長

日本商工会議所 塩野 中小企業振興部主任調査役（代理出席）

全国中小企業団体中央会 青木 政策推進部副部長（代理出席）

全国商店街振興組合連合会 長島 企画支援部次長（代理出席）

全国銀行協会 福田 三菱東京UFJ銀行 融資部副部長（代理出席）

地方銀行協会 前原 横浜銀行 執行役員 リスク統括部長

第二地方銀行協会 栗尾 北洋銀行 融資企画部長（代理出席）

全国信用金庫協会 齋藤 朝日信用金庫融資管理部長（代理出席）

全国信用組合中央協会 奥川 茨城県信用組合 理事

日本銀行 渡辺 金融機構局企画役（代理出席）

中小企業基盤整備機構 船矢 理事

全国知事会 竹花 北海道経済部地域経済局中小企業課金融担当課長（代理出席）

CRD協会 塚田 企画役

議 題：

- （1）セーフティネット機能の在り方について

議事概要

■ 定刻に至り、事務局が開会宣告し、村本座長の議事進行の下、審議が行われた。

■ 村本座長の指示に基づき、中小企業庁から資料3を説明。

■ 討議

（村本座長）

- ・セーフティネット保証は、5号が問題をはらんでいるのではないかと。資料3のP.6、P.8でも触れられているが、グローバルな経済危機とそれ以外の不況業種の問題を分けて議論していくべきだろう。

(河原委員)

- ・突発的で事業者に帰責のない事象についてスピーディに対応していくことは重要である。資料3のP.15にもあるが、熊本地震では震源地の熊本県だけではなく、周辺自治体にも速やかな対応をしており、評価できる。
- ・セーフティネット保証について、シンプルに種類・号を整理していくのも良いのではないか。自然災害を1号、大規模な経済危機を2号、業界特有な事象を3号、金融機関由来のものは4号などと再整理していくのも一案。
- ・現在の5号については、不況業種と経済危機といった性質が異なるものがまとめて同じ号で対応されており、分けるべきではと考える。
- ・需要のない市場にいつまでいてもやっていけない。その不況が一時的なものなのかどうか判断して、経営改善計画とセットにするといった形にすることにより、回復を早められるのではないか。企業側にも、税務申告目的だけでなく正しい会計による決算の情報開示を丁寧に指導すべきである。
- ・資料3のP.21において、金融機関の支援があつて経営改善につながった事例もあれば、逆に、金融機関が何もせずに代位弁済に至ってしまったという残念な事例もある。経営改善の可能性があつたかもしれないのに、何もしないで代位弁済に至るようなことはなくしていくべきである。
- ・社会の需要の変化に適応できない企業をセーフティネットで助けるのではなく、頑張っている企業、守るべき企業を守るために100%保証を有効に活用するべきである。

(小林委員)

- ・セーフティネットの重要性は認識しており、事業者にとって予測困難な突発的な事態に対応して事業継続を可能とし、地方創生の観点からも有効。
- ・危機が去れば正常に戻す努力が必要。熊本のよう事例はわかりやすいし機能しやすい。他方、経済環境の影響は、企業が吸収すべきリスクとセーフティネット保証が吸収すべきリスクを切り分ける必要がある。特にセーフティネット保証5号は、ビジネスとして受け入れるべきものとそうではないものの切り分けをしていかなければならない。本当に事業者に帰責性はなく一過性のものなのか、そうでない場合にはその業種の中で対応していくということが経済の大原則。
- ・不況業種としてセーフティネットを利用する場合にも、金融機関はモニタリングを行っていくことが重要。そうしなければ企業にとっても金融機関にとってもマイナスとなる。本当に経営改善や事業転換の努力を行っているのかどうか、そうでなければ取り消しを行い融資の継続も再検討するべきである。
- ・セーフティネット保証5号は規模も大きく、代位弁済も多い。ここを合理化できれ

ば、その分、他のセーフティネットを充実させていくこともできるのではないか。

- ・ 資料3のP.23の事例は、セーフティネット保証5号の利用が始まり、倒産段階ではプロパー融資がなくなっているが、印象として金融機関はプロパーを先に回収しているように見える。仮にそうである場合には悪用したとも言える。

(三神委員)

- ・ 事例について、回復までにどのくらいの期間を要したか追記が必要。インフラが寸断した場合でも、製造業であれば半年で元に戻るのが暗黙値でありそのように元からリスク管理している。阪神淡路大震災の際も東日本大震災の際も、不動産価格は概ね半年で底を打った。他の業種でも概ね1年、観光でも3年あれば動きが元に戻ると耳にする。こうした目安をある程度共有することも必要ではないか。
- ・ 災害で尾を引くのは風評被害である。日本では広域の地名を災害の名称に採用し、報道が繰り返されるため、名称にかかわる広範な単位で風評被害を受ける。また、メディアも被災部分だけクローズアップし回復状況まで追いかけて報道しないところに問題がある。地方のテレビ局と全国ネット局の連携や自主規範を促すなど、この点を改善しないと風評被害はいつまでも続く。
- ・ 不況業種は産業構造の話でもあるが、製造業の開発サイクルは製薬業界を除くと5年程度なので、施策も5年単位で先を見据え考えていくべきである。また、不況業種の改善は、保証だけではなく、自治体も担うべきであり、構造転換策を進めて、いつまでも保証に頼ることがないように進める必要がある。
- ・ ドイツは不況業種を好調の業種にスライドさせていく機関を有しているが、日本の金融機関では現在の業種をベースに支援策を考えがちである。例えば、窓枠の工事会社が省エネコンサル事業を行い、当該事業でまずは売上全体の10%を目指すなど海外では例もあり、事業の横展開が必要なのではないか。また、プールのポンプを取り扱う事業者が地熱発電、トラック運送業者の介護分野への進出、ガソリンスタンドが資源リサイクルを一緒に行うなどの事例も出てきている。このような支援を金融機関と自治体の構造転換策を連動させる必要があるだろう。
- ・ 中小企業等経営強化法でも、補助金申請書の書き方支援だけではなく、コンサルティング機能を重視していかなばならないだろう。例えば、経営者もある程度の年齢になると、新しい事業を行う決断が出来ない。経営者が一定の年齢に達した段階で譲渡した方が、評価額が高い、あるいは経営者一族のその後の生活設計に金融機関が助言をしやすいことなども考えられ、M&Aにシフトさせるのも一策である。
- ・ 建設業は、オリンピックが開催する2020年以降が急激な需要減に見舞われる恐れがある。日本は地震が多いため津々浦々に小規模な建設会社が必要となっているものと考えられるが、需要の急激な変化に対し地方都市の下請け企業や個人請負者にしわが寄せられていくため震災リスク管理上問題がある。諸外国の建設業構造との

比較も必要であるが、日本に特有の事情の中で、下請企業を保証で支えている実態。このような業界の商慣行の課題も踏まえつつ、保証で対応すべき業種なのか、あるいは別の施策で対応していくべき業種なのかを検討していく必要がある。

(家森委員)

- ・ 国際的には 100%保証は例外的な存在になっている。資料 3 の P. 9 の⑥でも触れられているが、効果もあるが副作用もある。他方、過去の日本のやり方からすると直ちにかえるのは難しいと考えられる。
- ・ 資料 3 の P. 9 の図 2 では、6 割の条件変更先の倒産リスクが低下していると分析しているが、これではマクロの経済効果なのか、制度の効果なのかが分からない。
- ・ 複数行が制度を利用してメインバンク不在になるのが問題という点も、P. 23 の左の事例のようにメインバンクに代わって他行が救うということもある。もう少し、多くの事例を集めて統計的な議論ができると副作用の検証に役立つ。
- ・ セーフティネット保証 1 号から 4 号と 6 号は意義を理解できるし、国民目線でも 100%保証がいいかは別として応援すること自体に異論は出ないだろう。
- ・ 5 号は収支も赤字で国民負担も大きい、それだけの政策コストをかけるのであれば、日本経済にどのような影響があったかを把握していくべきである。5 号を受けた企業の実態を調べる必要がある。
- ・ 例えば、現在の 5 号利用企業について、10 年前も 5 号利用で、これからもということであれば、構造的というか慢性的な問題であり、一時的な危機に対応するという当初の立法趣旨とも異なっている。
- ・ 右肩上がりの時代には、一時的に不況になっても、好況・不況のサイクルの中で回復していたが、現在では考えにくい。事業転換をどのように進められているか、金融機関および、企業自身と商工団体はどういった支援を行っているのか。成功事例の全国展開などを進めていくことが重要ではないか。

(村本座長)

- ・ セーフティネット保証の号表記は、おそらく中小企業信用保険法の条文をそのまま引用しているのであろう。特にセーフティネット保証 5 号は当時のオイルショックの時のものが何にでも使ってしまう便利なものとなっており整備が必要ではないか。グローバルショックへの対応は別の号を新設しても良いのではないか。
- ・ 従来型の 5 号については利用後のモニタリングも重要となってくる。
- ・ 業種の指定について、例えば今治ではタオルが好調だが、他の地域では不調であるような場合にはどうするかといったような話もあるが、現場が混乱するといった問題もある。

(全国銀行協会 福田三菱東京 UFJ 銀行融資部副部長)

- ・これまでのセーフティネット保証は、直接被害を受けた中小企業を対象にしていた印象あるが、グローバル化も進んで、間接的な影響もじりじりと強くなっており、事態への張り方について良いかと思う。
- ・制度はシンプルでわかりやすい仕組みにしていきたい。

(地方銀行協会 前原横浜銀行執行役員)

- ・セーフティネット保証の問題点は資料のとおりだと考えられる。
- ・リーマンショック時には、経験したことの無い売上急減により不安の渦中であった。セーフティネットはあくまで一時的なものであるという認識は、金融機関にとっても事業者にとっても持つておく必要。

(第二地方銀行協会 栗尾北洋銀行融資企画部長)

- ・現場としては、副作用はあるもののセーフティネット保証5号の役割は大きかった。構造不況と一時的な経済危機では対処が異なることは理解できるが、実務面では業種の問題なのかどうか区別がつきにくいこともある。シンプルで分かりやすい制度になるような議論をお願いしたい。

(全国信用金庫協会 齋藤朝日信用金庫融資企画部長)

- ・地元の町工場や商店等を営む小規模事業者に対し、日々の受注状況や入金予定などの資金繰りをきめ細かく見ながら対応するとともに、プロパー融資と保証付き融資を適切に組み合わせながら円滑な資金供給に努め、経営を支えている。
- ・どんなに丁寧に経営支援を行っていても、小規模事業者は、経営体力や資金余力が乏しいので、仕入価格の上昇や受注の急激な減少、時には、たった一度不良品を出したり、裁判に巻き込まれたり、といった突発的な要因ですぐに経営危機となる。
- ・こうした場合、製品改良や新商品開発資金、新規受注獲得のための活動資金やその間の従業員の給料などの運転資金等について、適切な資金供給に努めている。業種や個別企業により異なるが、例えば、プラスチック製品製造業なら3～4千万円、かばん・袋物等の卸売業なら2～3千万円、印刷業なら4～5千万円という規模が必要となる。
- ・しかしながら、小規模事業者は薄利で利益率が低く、新たな商品開発をしてもすぐに成功するかどうか分からないので、こうした資金供給は回収に長期間を要しリスクも高い。
- ・信用金庫の使命は、こうした地域経済を支える小規模事業者を支えることであり、リスクを丸投げするようなことはなく、プロパー融資でリスクをとって対応してい

る。一方、信用金庫のリスク許容量にも限界があるため、保証協会の補完機能は極めて重要であり、適切にリスクを分担しながら支えているのが実態。

- ・これまでの議論の流れからするとセーフティネット保証の何らかの見直しが行われるものと考えられるが、これにより個別の小規模事業者の資金繰りに影響を与えることや、ポートフォリオの関係でエリア内の小規模事業者全体の資金供給に影響を与えてしまう恐れがある。
- ・これまでも小口零細企業保証の限度額の2千万円までの拡大を要望してきたが、こうした小規模事業者の実態や、地方創生の推進、小規模基本法の趣旨も踏まえて引き続き検討をお願いしたい。

(全国信用組合中央協会 奥川茨城県信用組合理事)

- ・セーフティネット保証は、危機時の迅速な資金供給を支えていく上で非常に有効な施策である。昨年の関東・東北豪雨の際も、茨城県信用組合で162件の保証利用があり、セーフティネット保証のおかげで迅速な資金供給が可能となった。
- ・危機が過ぎ去ったか否かというところは、機械的に期間を区切って判断するのではなく、企業規模も見て丁寧に分析してほしい。
- ・5号は重要であり、引き続き100%保証を維持していただきたい。副作用の防止策にも努める。

(全国知事会 竹花 北海道経済部地域経済局中小企業課金融担当課長)

- ・セーフティネット保証5号の業種指定にあたっては、機動的かつ的確に業種を指定するとともに、地域事情も考慮してほしい。

(日本商工会議所 塩野中小企業振興部主任調査役)

- ・セーフティネット保証は各号を堅持すべきである。
- ・5号について、リーマンショック級の危機に全業種即時対応できるようにすることは賛成。しかし、リーマン級かどうかという線引きや、リーマン級ではなくとも地域や業種によってじわりと影響を受ける事業者もいる。
- ・現行の業種指定方法には課題があると思うが、少なくとも地域金融機関がこの業種は地域でしっかりと支援が必要だと判断している、言い換えれば5号を適用している事業者に対しては、これまで通り腰を据えた支援体制が必要で、その「地域で腰を据えた支援」とは、地域金融機関だけでなく、保証協会、経済団体、他の支援機関すべてが連携して関わるということ。そういう意味では保証協会も100%保証で対応すべき性質のものだと考える。
- ・そのなかでも小規模事業者は影響をまろに受けるため、100%保証枠をセーフティネット保証に限らず制度全体でしっかりと担保すべき。

(全国中小企業団体中央会 青木政策推進部副部長)

- ・セーフティネット保証は各号を堅持すべきである。
- ・副作用がいくつかあげられているが、これだけをもって画一的な見直しをするのは避けていただきたい。企業の業況には、様々な個別事情がある。
- ・セーフティネットの下で経営改善支援とセットの方法は良いかもしれないが、小規模事業者の事務処理能力を勘案して、負担感のないようにしていただきたい。

(全国商店街振興組合連合会 長島企画支援部次長)

- ・セーフティネット保証は重要な施策なので、企業実態をしっかりと踏まえた上で議論していくべき。

(中小企業基盤整備機構 船矢理事)

- ・事業転換、事業承継を後押しする仕組みづくりが必要。保証だけではなく、様々な施策との連携が重要になっていく。

(日本政策金融公庫 橋本保険部門長)

- ・セーフティネットについての考え方の整理は資料のとおりであり、その重要性は諸外国においても認識されているところ。リーマンショック時の危機対応においては、アメリカは平時 75%の保証割合を 90%に、EUも平時 80%の上限を 90%に緩和する措置を講じている。
- ・セーフティネットの利用規模は日本が群を抜いており、世界的にも注目されている。ぜひ諸外国の模範となる制度とすべく見直しを行って頂きたい。それがひいては日本の経済力の向上に繋がるのではないか。

(全国信用保証協会連合会 村山会長)

- ・熊本を中心とした地震の被災地域では、この制度を活用して中小企業に及ぼす影響を最小限に留めるべく、保証協会の現場においても全力で取組んでいる。また、三菱自動車関連の2号についても中小企業の相談に対応しているところ。
- ・リーマンショック時には、政策的な要請という意味からも、全力で中小企業を支えてきた。多くの倒産を回避することができ、また雇用の維持にも貢献できたが、条件変更が急増し、特に、金融円滑化法の施行以降は、条件変更に対応してきたこともあり、条件変更中の事業者数が高止まっているのも事実。
- ・事例のように、条件変更後代位弁済に応じざるを得なくなったというケースも生じている。我々も自らの力の至らぬ所もありという思いも含めて、しっかりと受け止める必要があると感じている。

- ・ 現在、専門家派遣、経営サポート会議の開催などを通じて、条件変更先の経営改善に努めている。金融機関と相談しながら、努力を重ねて対応していきたい。
- ・ 経営改善は一夜にしてなるというのではなく、人員、体力の限界もあり、今後も金融機関との協力態勢を更に強固にしながら努力をしまいたい。

(村本座長)

- ・ 今回の議論を踏まえ、次回は、諸外国の制度とも比較して論点の深掘りと残った論点を当たっていきたい。

(中小企業庁 小林金融課長)

- ・ 小口の実態を踏まえてという意見もあったが、セーフティネットの話だけではなく、セーフティネットの外の全体の話としても、どういう風にすれば適切となるかといったことを引き続き消化していきたい。

■ 予定されていた議事を終え、閉会となった。

以上